

別 表（第 2 条関係）

補 助 事 業 名	リノベーションまちづくり推進事業	
補 助 事 業 の 目 的	市街地やニュータウン等の不動産の活用を図るため、起業希望者等がリノベーション事業計画を立案し、不動産オーナーへの提案を行う実践演習等を行うことにより、リノベーションまちづくりの推進を図る。	
区 分	市町補助型	直接補助型
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	市町	事業者等
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	リノベーションスクールの開催に要する経費（まちづくり団体等への補助金・委託料、専門業者への委託料、講師謝金（旅費を含む）、会場使用料、印刷費等）	
補 助 率	1/2	10/10
補 助 金 の 額	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額（4,000千円を上限とする）以内とする。（千円未満は切り捨て）	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額（8,000千円を上限とする）以内とする。（千円未満は切り捨て）
適用除外する条項	-	
そ の 他 の 事 項	<p>本事業の対象となるリノベーションスクールは、次に掲げるすべての条件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次に掲げるいずれかの区域内で実施するものであること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) まちなか再生区域及びその周辺</li> <li>(2) 郊外ニュータウン</li> <li>(3) その他行政計画において再生すべき区域として位置づけられた区域</li> </ol> </li> <li>2 次に掲げる事業の全てを実施するものであること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) リノベーションまちづくりの普及啓発を目的とした講習会の開催</li> <li>(2) 起業希望者等が事業計画の立案を行う実践演習の開催</li> <li>(3) 計画の事業化に向けた起業希望者等の支援</li> </ol> </li> <li>3 上記2のうち、本年度内に一部の事業のみを実施する場合にあつては、翌年度以降に当該事業以外の事業を実施するものであること（ただし、やむを得ない事情により、前項第1号又は第3号の事業を実施できない場合にあつては、この限りでない。）</li> <li>4 実践演習では、実際に活用できる不動産を事業計画立案の対象とするとともに、立案した事業計画を不動産オーナーに対して説明し、活用方策の提案を行うこと</li> <li>5 上記2の実施体制が整っていること</li> <li>6 直接補助型は、明舞団地及びその周辺で実施すること</li> </ol>	